

重症傷害報告について

関東ラグビーフットボール協会

重症傷害の報告義務について、チームへ周知徹底をお願いいたします。

重症傷害とは：

1. 死亡
2. 頭蓋骨骨折の有無に関係なく 24 時間以上の意識喪失を伴う障害
3. 四肢の麻痺の伴う脊髄損傷
4. 開頭および脊椎の手術を要したもの
5. 胸・腹部臓器で手術を要したもの
6. 1～5のほか診断書で重症と思われるもの

試合もしくは練習中に重症傷害事故が発生した場合、各チームは次の手続きで重症傷害報告書を所属都道府県協会を通じて、直ちに日本協会宛て提出しなければならない。

①提出書類 重症傷害報告書

②提出先 所属都道府県協会

*各都道府県協会は直ちに関東協会宛て報告書を転送し、関東協会は同様に日本協会宛送付する。

③提出期限 事故発生後 3 日以内に提出

*不明事項は、後日報告することとして、事故発生後 3 日以内に報告されたい。

重症傷害経過報告書

上記、重症傷害報告書を提出した場合、手術の経過、病状、その後の経過等を 1 ヶ月後に報告すること。

①提出書類 重症傷害経過報告書

②提出先 所属都道府県協会

③提出期間 事故発生 1 ヶ月後